

【廃鍼専用ボックス設置管理者マニュアル】

高知県鍼灸マッサージ師会

2023 年 7 月 1 日

1. 廃鍼処理専用ボックスの管理

- ・会の廃鍼処理専用ボックス（以下「専用ボックス」と言う。）を設置する施術所においては、ボックスの取扱、保管、管理等における責任者（以下「管理責任者」と言う。）を選任し、廃棄物及び保管状況等を適切に記録・管理するものとする。
- ・管理責任者は、契約書や廃棄物管理表（以下「管理表」と言う。）、領収書等の関係書類をクリアファイルなどに入れて、専用ボックスとともに保管・管理するものとする。
- ・専用ボックスには、「感染性廃棄物」である旨及び、管理責任者の氏名、施術所名等を表示すること。
- ・専用ボックスは完全に蓋を閉め、高温多湿にならない場所に保管し、他のものの混入を防ぐこと。

2. 廃鍼処理の受け入れ

- ・会員から廃鍼持ち込み希望の連絡があった場合には、氏名、連絡先、廃棄物の大まかな容量等を確認した上で、対応可能な日時を決定し、極力受け入れる物とする。
- ・会員以外からの廃棄依頼があった場合には、①ボックスは会員専用である旨 ②入会すれば廃棄は可能である旨 ③入会せずに処理する場合は直接業者へ連絡すべきことなどを伝え、るとともに、管理表に非会員からの処理依頼があった旨を記録すること。
- ・事前に連絡のあった会員（以下「持ち込み者」と言う。）が廃鍼を持ち込んできた場合は、その氏名と電話番号、持ち込み日時、廃棄物容量、廃棄手数料額などを確認した上で、管理表に記録する。
- ・管理責任者は、持ち込まれた廃棄物に使用済み鍼以外のものが大量に混入している場合には、その受け入れを拒否することができる。その場合においても、持ち込み者の氏名、日時、受け入れ拒否の理由等を管理表に記録するものとする。
- ・持ち込み者からは、廃棄物の容量に応じた廃棄手数料（1 リットル当たり 1 0 0 円）を受領し、持ち込み者に対して相当額の領収書を渡すこと。
- ・管理責任者が、自らの施術所で発生した廃鍼を処理する場合においても、同様に管理表に記載し、廃棄手数料を納付し、領収書を発行しなければならない。
- ・持ち込み者が持参した容器（ペットボトルなど）から専用ボックスへの移し替えは、管理責任者の指示・監督のもと、持ち込み者本人が行うものとする。ただし、視覚障害等により補助が必要と判断した場合は、適切な補助を行うこと。
- ・持参した容器については、持ち込み者が感染・衛生に注意しながら、責任を持って持ち帰ること。

3. 専用ボックスの処理依頼

- ・専用ボックスの容量が 8 割程度になったら、処理業者（日本化工）に連絡をして、氏名や登録番号、廃棄物の容量等を伝え、処理の依頼を行う。
- ・処理業者が専用ボックスの回収に来たときには、相手の求めに応じ、会員証や免許保有証など管理責任者であることを証明するものを提示すること。
- ・処理業者に求められた場合は、廃棄物の種類や容量、保管方法等について、管理表を開示して説明に努めることとする。
- ・処理業者から処理手数料の請求があった場合は、請求書を発行してもらい、後日、本会事務局から支払うこととするか、あるいは、管理責任者が立て替え払いを行い、その領収書を渡し、後日、事務局に請求するものとする。
- ・廃棄処理が完了したら、管理責任者は本会事務局にその旨を連絡し、会員から預かった処理手数料や、処理業者の請求書あるいは領収書を渡し精算を行う。